特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県瑞穂市長は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報 ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライ バシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報 の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置 を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県瑞穂市長

公表日

令和4年3月9日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事頂に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧ 住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 1個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10世界を発展の11年20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 【住民基本台帳に関する情報連携】番号法別表第二に基づき、市は情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置し、他の行政機関からの照会に対し個人情報の提供を行う。
③システムの名称	既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、中間サーバー、コンビニ交付システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイ	ル名
	名ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル
3. 個人番号の利用	
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

- (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成)
 - ・第7条(住民票の記載事項)
- ・第8条(住民票の記載等)

法令上の根拠

- ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)
- ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
- ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- 第15条の4(除票の写し等の交付)
- •第22条(転入届)
- ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提 供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の以下の項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	市民部 市民課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
	瑞穂市 市民部 市民課					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		4年1月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	4年1月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類				
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	直点項目 記	評価書又は全項目	目評価書において、リス [・]	ク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	ムを通じた提供を	除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か]	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・唇	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月10日	I 1. ②事務の概要	行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度をの住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 ※ 中略(評価書の2ページをご覧下さい)	増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 ※ 中略(評価書の2ページをご覧下さい) 他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存す	事後	
平成27年7月10日	I 1. ③システムの名称	1. 住民記録システム 2. 住民基本台帳ネット ワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 中間 サーバ・ソフトウェア	1. 住民記録システム 2. 住民基本台帳ネット ワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 中間 サーバ・ソフトウェア 5、戸籍総合証明システム	事後	
平成27年7月10日	I 2. 特定個人情報ファイル名		1. 住民基本台帳ファイル 2. 宛名ファイル 3、戸籍総合証明ファイル 4、本人確認情報 ファイル	事後	
平成31年3月13日	I 1. ②事務の概要	市町村(特別区を含む。)が住民を対象とする 行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を 保障するためには、市町村の住民に関する正 確な記録が整備されていなければならない。	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	I 1. ②事務の概要	号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条第1項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構に委任するため、当該事務においては、事務を委任する同機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを利用する。他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。 住民記録システムのダウンリカバリーとして、		事後	
平成31年3月13日	Ⅰ 1. ③システムの名称	ワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 中間サーバソフトウェア 5. 戸籍総合証明システ	既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、中間サーバー、コンビニ交付システム、団体内統合宛名システム	事後	
平成31年3月13日	I 2. 特定個人情報ファイル名	1. 住民基本台帳ファイル 2. 宛名ファイル 3. 戸籍総合証明ファイル 4. 本人確認情報 ファイル	住民基本台帳ファイル、宛名ファイル、本人確 認情報ファイル、送付先情報ファイル	事後	
平成31年3月13日	I3. 個人番号の利用	·第22条(転入届)	削除	事後	
平成31年3月13日	14. ②法令上の根拠 	5、第四侧(特定個人情報)に1住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、10	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の以下の項(1、2、3、4、5、6、7、 8、9、11、16、16の2、18、20、21、23、2 7、30、31、34、35、37、38、39、40、42、 48、53、54、56の2、57、58、59、61、62、 66、67、70、77、80、84、85の2、89、91、 92、94、96、101、102、103、105、106、 108、111、112、113、114、116、117、1 20)	事後	
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	市民課長 岡田 弘	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	Ⅱ1. 対象人数	平成26年12月31日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年3月13日	Ⅱ2. 取扱者数	平成26年12月31日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年3月13日	Ⅳリスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	
令和2年3月25日	Ⅱ1. 対象人数	平成30年12月31日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱ2. 取扱者数	平成30年12月31日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ1. 対象人数	令和2年1月31日 時点	令和3年2月24日 時点	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ2. 取扱者数	令和2年1月31日 時点	令和3年2月24日 時点	事後	
令和3年7月20日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事前	
令和4年3月9日	I3. 個人番号の利用	(平成25年5月31日法律第28号施行時点)	削除	事後	
令和4年3月9日	I3. 個人番号の利用	·第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	・第12条(本人等の請求による住民票の写し等 の交付)	事後	法令に合わせて修正
令和4年3月9日	I3. 個人番号の利用	(なし)	・第15条の4(除票の写し等の交付)	事後	法改正に伴う変更
令和4年3月9日	I3. 個人番号の利用	(なし)	•第22条(転入届)	事後	錯誤
令和4年3月9日	I 4. ②法令上の根拠	48,53,54,560/2,57,58,59,61,62, 66,67,70,77,80,84,850/2,80,91	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の以下の項(1、2、3、4、6、8、9、1 1、16、18、20、23、27、30、31、34、35、 37、38、39、40、42、48、53、54、57、5 8、59、61、62、66、67、70、74、77、80、 84、85の2、89、91、92、94、96、97、10 1、102、103、105、106、107、108、11 1、112、113、114、116、117、120)	事後	法令に合わせて修正
令和4年3月9日	Ⅱ1. 対象人数	令和3年2月24日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年3月9日	Ⅱ2. 取扱者数	令和3年2月24日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	